

第3回学校施設の在り方に関する研究会 発表資料

株式会社乃村工藝社
ビジネスプロデュース本部 事業開発プロデュース部
中村 友羽

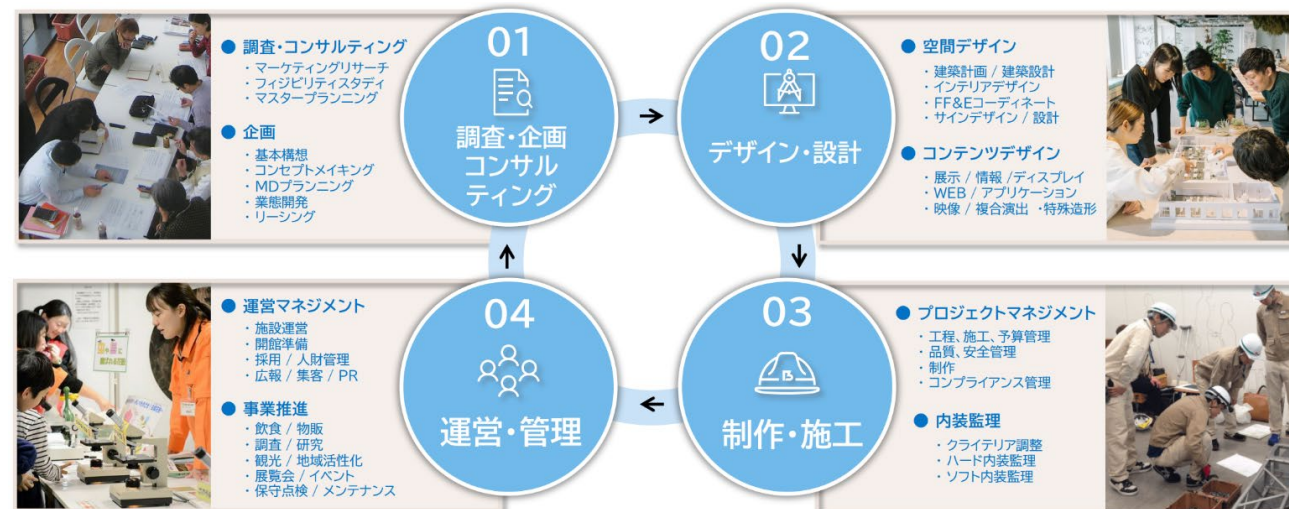
空間創造によって、 人々に「歓びと感動」を届ける

会社概要

社名	株式会社乃村工藝社 NOMURA Co., Ltd.
本社	東京都港区台場2丁目3番4号
創業	1892年（明治25年）3月15日
資本金	64億97百万円（東証プライム市場上場）
従業員数	乃村工藝社グループ全従業員数（契約社員含む）2,621名
事業内容	空間創造における、調査・企画・コンサルティング、 デザイン・設計、制作・施工 ならびに運営・管理
国内拠点	札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・京都・大阪・広島・福岡・那覇
海外拠点	香港・ミラノ・ニューヨーク・北京・上海・成都・深圳・シンガポール・ クアラルンプール
認証取得	ISO9001認証取得、ISO14001認証取得、プライバシーマーク認証取得
有資格者	一級建築士 130名、一級建築施工管理技士 297名

当社は、空間の調査・企画・コンサルティングから、デザイン・設計、制作・施工、また施設やイベントの運営・管理まで、一気通貫して手掛ける民間企業です。

お客様固有の技術や魅力を世の中に広く開き、集客や共創につなげることを、使命としています。



全国の博物館や科学館、PR施設における
運営管理の、複数年にわたる受託実績

調査研究・教育普及なども含む 文化施設全体の運営管理

- 市場領域 > ✓ 博物館、科学館、美術館等の文化施設
- 得意分野 > ✓ 運営事業の豊富な実績とノウハウ
- 取組内容 > ✓ 全国19施設の運営

● 20年にわたる全国での施設運営における、豊富な実績とノウハウを活かし、施設の価値の最大化に向けて事業を展開しています。

2005年の長崎歴史文化博物館指定管理者の受託を皮切りに、全国に運営事業を展開し、県立クラスの博物館・科学館の運営管理実績を重ねてまいりました。調査研究・学芸部門を含む施設全体の総合的・包括的な運営管理において、豊富な実績とノウハウを持ち、PPP・PFI事業をはじめとする公民連携事業を中心に、民間企業のPR施設についても開業準備・立上げ含め受託し、事業を拡大しています。

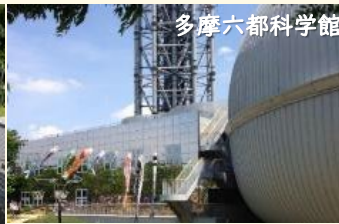
現在、全国19施設の運営を行っています。

KUBOTA AGRI FRONT



(運営開始年)

- 2005 長崎歴史文化博物館
- 2006 佐賀県立宇宙科学館《ゆめぎんが》
- 2006 青森県立三沢航空科学館
- 2008 埼玉県立川口博物館
- 2009 高浜市やきものの里かわら美術館
- 2009 東京都水道歴史館
- 2010 東京都水の科学館
- 2011 もりおか歴史文化館
- 2012 多摩六都科学館
- 2014 長崎市香港上海銀行長崎支店記念館
- 2014 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム
- 2016 東京都虹の下水道館
- 2018 上越科学館
- 2018 大阪府立弥生文化博物館
- 2023 大阪府立近つ飛鳥博物館
- 2024 クボタアグリフロント
- 2024 江戸川区角野栄子児童文学館(魔法の文学館)
- 2025 ニンテンドーミュージアム
- 2025 掛川市屋内遊び場mirocco

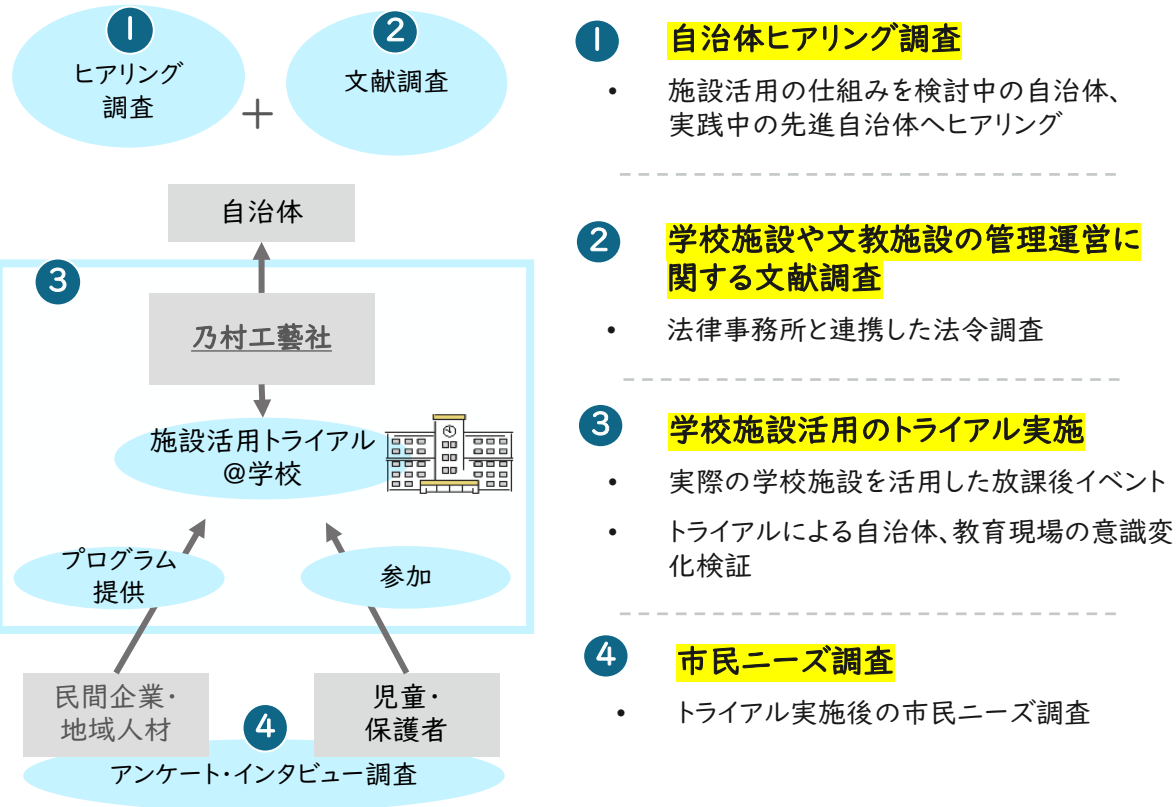


実証テーマ

学校施設を有効活用した学びと体験が充実した地域のサードプレイスづくり
～持続可能な運営のための調査研究事業～

全国的に学校施設の活用が浸透しづらい要因を明らかにし、課題解消の方策を見出すことを目指す。

実証スキーム図・実施内容



実証成果

- 1
- 学校施設活用における、課題と成功要因の両面を把握
 - 一部自治体より参考となる事業スキームをヒアリング
- 2
- 学校施設の活用に関する法令・ガイドラインを整理。解釈を文科省へ確認
 - 学校教育に支障が生じないことを前提に、放課後や休日等の一時利用であれば、学校教育外の用途での施設利用は許容され、収益事業を行うことも許容されることを明らかに（スキームの一例を整理）
- 3
- 教員に負担をかけず、自治体職員の労力も最小限に抑えられる点や、豊富な体験プログラムをアレンジできる点が、民間ノウハウ導入のメリットとなることを確認
- 4
- 保護者は、子供が学校内で参加でき、送迎の必要がない事に価値を感じ、体験機会を得るために一定の利用料金負担の意向があることを確認
 - 地域人材は、ボランティア前提でなく、パッケージ化したプログラムの有償提供であれば参加意欲が高いこと確認

Ⅰ．自治体ヒアリング調査

学校施設活用における課題要因、成功要因について、ヒアリング結果より要点を抽出

課題となる要因

【1】 学校活用に関する制度の解釈が難しい

- ・学校を活用して何がどこまでできるのか判断が難しい。
- ・自治体に任されている範疇が多く判断し辛い。
- ・成功事例だけでなく、その裏にある手法が知りたい。

【2】 全校展開するには財源確保が困難

- ・全校展開できる財源の見通しが立たない限り、着手しづらい。
- ・特に校数の多い自治体は財源の確保に苦慮。

【3】 関連部門が多岐に渡り、調整に労力を要する

- ・教育委員会、首長部局、それぞれの担当課、学校現場など、複数部門の調整が必要となる。

【4】 セキュリティと備品管理の問題

- ・既存校は不特定多数の人の出入りを想定した諸室配置になっていない。
- ・物理錠の貸し借りが発生する。
- ・学校備品を学校教育外で使用する際のルールの整理が必要。

【5】 保険対象範囲の整理が必要

- ・学校施設内でのケガや事故に対し、学校教育内外における保険対象範囲の整理が必要。

主な成功要因・工夫点

【1】 所管部門を教育委員会内に一括

- ・複数部署にまたがっていた役割を1つにまとめ、教育委員会が主導し、学校との調整を実施。

【2】 専門組織の立ち上げ

- ・有識者や教員（学校長、教頭等）を含む専門組織を立ち上げ、事業内容を検討。

【3】 学校施設活用ルールを明文化

- ・放課後の学校施設活用ルールをマニュアルとして整備。
- ・設置管理者＝自治体 / 使用者＝教員というルールを改めて周知。

【4】 ICT活用

- ・施設予約、セキュリティ管理をシステムにより効率化。

【5】 人間関係構築と熱意

- ・結局は人対人。多様なステークホルダーへ説明を重ね、不安材料を取り除き、事業への理解を得るため信頼関係を構築することが重要。

2. 既存制度と解釈の整理（文部科学省への確認）

実施内容 詳細 < 学校施設や文教施設の管理運営に関する文献調査 >

Q1 学校施設を学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A1 学校施設の目的外使用については、学校教育上支障のない限り認めることができる。なお、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、管理機関の判断によることとされている。

Q2 「学校教育上支障のない限り」というのはどのような場合か？

A2 学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、教育的配慮から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生じるおそれが明白に認められる場合も含まれる。

Q3 公立学校施設整備費補助金や学校施設環境改善交付金等を受けて建設した施設を、学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A3 国庫補助を受けて整備した学校施設について、処分制限期間内に補助目的外の転用等を行う場合には、原則として、国庫補助金相当額の国庫納付等を条件に文部科学大臣の承認を得る財産処分手続が必要である。
なお、補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分（転用・貸与・譲渡等）については、相手方を問わず国庫納付金を要さない取り扱いとし、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなす。

また、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。（ただし、他の用途の専用として活用しており、1年を超えて学校教育目的として使用しない場合は、「一時的な使用」とは言えないことから、財産処分手続が必要である。）

Q4 公立学校施設を目的外使用する上で、民間事業者が収益をあげる事業を行うことは許容されるのか？

A4 営利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、学校施設の目的外使用は許容される。

Q5 学校施設の目的内使用/目的外使用を判断する基準はあるか？

A5 学校教育の目的については教育基本法や学校教育法に定めがあり、それらの規定を踏まえ、学校の管理機関がそれぞれの実情に応じ、判断することである。

Q6 学校教育に支障のない範囲において、民間事業者が学校施設内で収益事業を展開するには、どのような制度を活用できる可能性があるか？

A6 自治体の事情に応じ、法令に基づき、民間事業者との契約の中で最適な手法を判断して良いと考えられる。

※ただし、以下の制度については、対象施設との範囲において、採用可否にかかる丁寧な検討が必要となる。

【指定管理者制度】

総務省自治行政局長通知（通知平成15年7月17日総行第87号）（抄）において、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。」と明記されている。

【公共施設等運営権】

公共施設等運営権の設定対象は、利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。）を徴収する施設に限る。という点で、学校はそもそも利用料金を徴収する施設ではないため、採用は現実的ではない。

Q7 公立学校施設の中でも、民間事業者による利活用が想定される諸室（特別教室、多目的室、体育館、プール）を、社会教育施設として整備することで、指定管理者制度を適用することは可能か？

A7 小学校設置基準第9条は、校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室）を規定している。

一方で、第12条は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる」としている。

これにより、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、教室（普通教室、特別教室等）、体育館、プール等の施設を社会教育施設として整備し、指定管理者制度を適用することも可能であると考えられる。中学校、高等学校についても同様である。

ただし、設置者である各地方公共団体の教育委員会が、教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分に果たすことができるよう、当該施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上及び安全上支障がないことに留意する必要がある。また、公共施設の共用化を行う場合には、事故防止や防犯面の配慮等（児童生徒と一般利用者の導線の区別、児童生徒の個人所有物の管理等）にも留意することが求められる。

また、既存の学校施設を社会教育施設として用途変更する際には、当該施設が国庫補助を受けて整備した施設である場合、財産処分手続きが必要となる。

（但し、都市計画法及び建築基準法上、用途地域が第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、田園住居専用地域、工業専用地域である場合等には、住環境の保護等のため、学校施設以外での体育館、プールの建設は制限される場合がある。）

11月27日 つくば市（茨城県）

事業内容：みどりの学園義務教育学校 部活動の地域展開の取り組み

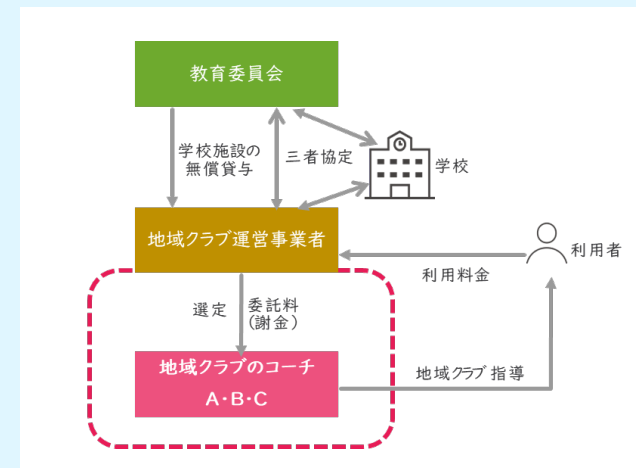
- 地域でスポーツクラブや保育事業を展開する民間企業が教育委員会や学校と連携し、「みどりのスポーツ&カルチャークラブ」を開設。みどりの学園における部活動の民間移行を推進。

事業構想・推進体制

- 事業の検討は、つくば市教育局 学び推進課が主導し、現在も同部署が中心となって推進している。
- 市役所内に外郭団体としてスポーツ協会が入っており、スポーツ少年団の紹介などご協力を頂いている。

事業スキーム

- 「みどりのスポーツ&カルチャークラブ」の運営事業者と、学校、市の三者協定を締結し、民間企業が学校内で収益をあげるための根拠を作成した。
- 部活動の時間帯における施設利用の最終判断は学校長裁量として、目的内使用として整理。目的外使用許可申請の対象にはしていない。
- 事業者は無償での学校施設使用が認められ、利用者から直接利用料金を収受し、ほぼ独立採算で事業を実施している。
- クラブ運営事業者と各地域クラブコーチの間では委託契約が結ばれ、謝金が支払われている。



学校施設の活用における課題

- 体育館の他、校舎内に位置する教室の開錠施錠をスムーズにできる仕組みが必要。
- 冬期に屋外スポーツ活動の時間帯が限られるため、ナイター施設があると良いが、設置には費用がかかる。

学校施設の活用における成功要因

- リソースを持つ地域企業が学校内で事業を展開できるスキームを整理することに苦労したが、それが可能となる協定書を作成した。
- 保護者への説明会や通知など、学校側と民間企業の協力により乗り越えられたことが多かった。

学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 全校に展開するには財源の確保が必要。自治体によってものすごく差がある部分。
- 国が学校活用の推奨や制度面の通知等をはっきり出すことが必要ではないか。現時点では曖昧な部分も多い。
- 民間事業者にとって参入メリットが無ければならない。行政が支援もしつつ、利用料金をどのあたりに据えるか、適切な受益者負担のバランスを見極める必要がある。これには保護者の理解を得ることも重要である。

11月26日 中央区(東京都)

事業内容：エリアマネジメントにおける城東小学校を活用した事業(ヤエスク事業)

- ミッドタウン八重洲内に位置する城東小学校の施設をエリアマネジメント団体に対して目的外使用許可。
- エリアマネジメント団体が事業者となり、学校施設として使用していない時間帯を活用してまちづくりに資する各種取組を提供。
- 放課後や休日の時間を用いて、区民等が屋上運動場や体育館、プール等を利用できるサービスや小学生を対象としたスポーツスクールなどが行われている。

事業構想・推進体制

- 企画部：事業スキームの構築や全体調整を担当
- 教育委員会事務局：区の教育行政を所管し、学校施設を管理運営する立場での調整や学校施設の使用許可手続きを担当
- 区民部：区のスポーツ施策やコミュニティ支援施策を所管する立場からの調整を担当
- 都市整備部：エリアマネジメント団体を都市再生推進法人に指定していることから、都市再生推進法人制度を所管する立場からの調整を担当

事業スキーム

- 事業者である「一般社団法人八重洲二丁目北地区エリアマネジメント」より行政財産の目的外使用許可申請を受け、区及び教育委員会事務局において内容を審査の上、教育委員会事務局において目的外使用許可を行っている。
- 行政財産の使用料は事業内容等を踏まえて決定している(2024年度は免除)。事業運営に関して区からの支出はない。
- 施設の利用料金やスポーツスクールに関する料金は、事業者であるエリアマネジメント団体が利用者から収受し、エリアマネジメント事業として運営している。

学校施設の活用における課題

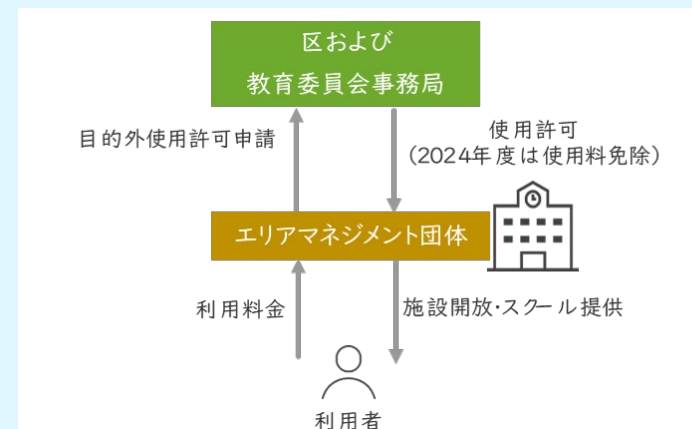
- 良好な教育環境を確保し、学校運営に支障をきたさない範囲で学校施設を有効活用することとのバランス調整。

学校施設の活用に向けて注力した点

- 事業開始に向けて学校を含む区関係者と事業者が週次で定例会議を実施。事業を実施する上での課題の洗い出しや解決策の検討などを入念に行った。
- 学校施設がミッドタウン八重洲内にあるという立地の特殊性や地域で活動するエリアマネジメント団体が存在することなど、地域特性を踏まえて事業スキームの検討を行った。
- 事業運営に当たっては、区や学校が施設を使用する日時は事前に利用不可日として事業者に共有している。また、急遽学校施設を利用する予定が発生した場合も、WEB上で確認可能なヤエスク事業による施設予約状況なども踏まえながら、学校運営に支障をきたさないよう調整している。

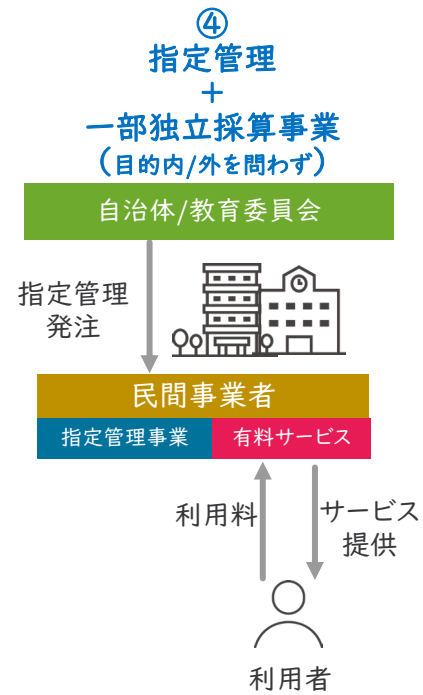
学校施設の活用、民間事業が浸透するためには

- 学校施設は学校教育のための施設であり、地域コミュニティの拠点としての機能を有している。住民や保護者はもちろん、様々な地域活動主体も交えて、地域に適した学校施設の活用方法が検討されることは重要であると考えている。様々な学校施設の活用方法が考えられるからこそ、活用事例が増加し、ノウハウや実績が蓄積されることも重要であると考えている。
- 適切な役割分担のもと、学校を含む公共施設運営において民間ノウハウ等の活用を進めることで、自治体におけるコスト削減と質の高い公共サービスの提供に取り組むことは重要な視点であると考えている。



既存制度の解釈や先進事例等も参考に以下に考えられるスキームを示す。あくまでも一例であり、これに限ったものではない。

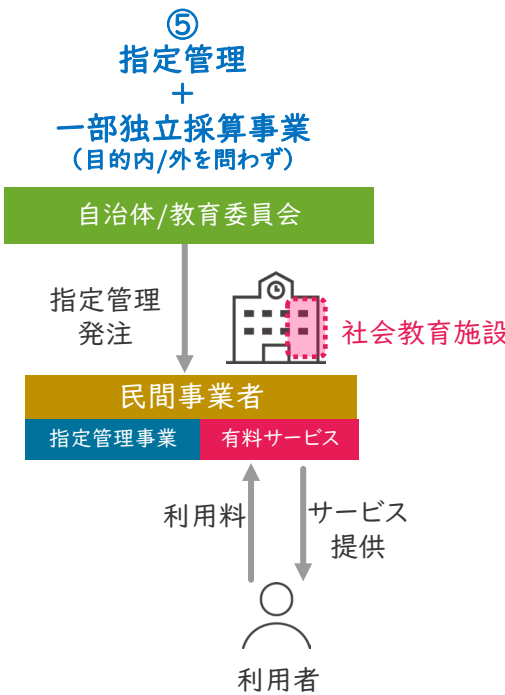
自治体からの発注を伴う場合
(社会教育施設との複合化)



学校に併設される社会教育施設に指定管理者を設定。社会教育施設の指定管理者が学校施設の一部（特別教室等）を活用し、一時的に学校教育に支障を及ぼさない範囲で有料サービス提供を行うことを承認。

社会教育施設の指定管理者は学校施設を活用して提供する有料サービス部分については利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

自治体からの発注を伴う場合
(学校施設の一部を社会教育施設として整備)



学校施設の一部を社会教育施設として整備し、指定管理者制度を採用。

指定管理者は社会教育施設部分を活用して提供する有料サービスについては利用者から直接料金徴収を行い自らの収入とする。

3. 学校施設活用トライアル

実施内容 詳細 <学校施設活用トライアル 放課後の学校施設を活用した体験プログラム>

<実施写真>

2024年12月9日（月）～13日（金）学校活用トライアル実施写真



12月9日（月）
株式会社amulapo
「身近なモノを使って宇宙ロケットをつくろう!」



12月9日（月）
一般社団法人日本昔ばなし協会
「アニメ声優にチャレンジして海を学ぼう!」



12月10日（火）
株式会社乃村工藝社
「みんなで探そう! “チリメンモンスターってなんだ?!”」



12月10日（火）
公益社団法人日本ダーツ協会
「計算力・集中力UP!ゲームダーツ」



12月11日（水）
多摩六都科学館
「石と化石の観察会!」



12月11日（水）
株式会社乃村工藝社
「いろいろな材料を知って!使って!フォトフレームを作ろう!」



12月12日（木）
ガラス工房くらりす
「ガラスを溶かしてストラップを作ろう!」



12月12日（木）
株式会社大黒屋
「大工さん体験にチャレンジ!」



12月13日（金）
ICHIGO-ICHIE
「米粉粘土でクリスマスオーナメントを作ろう!」



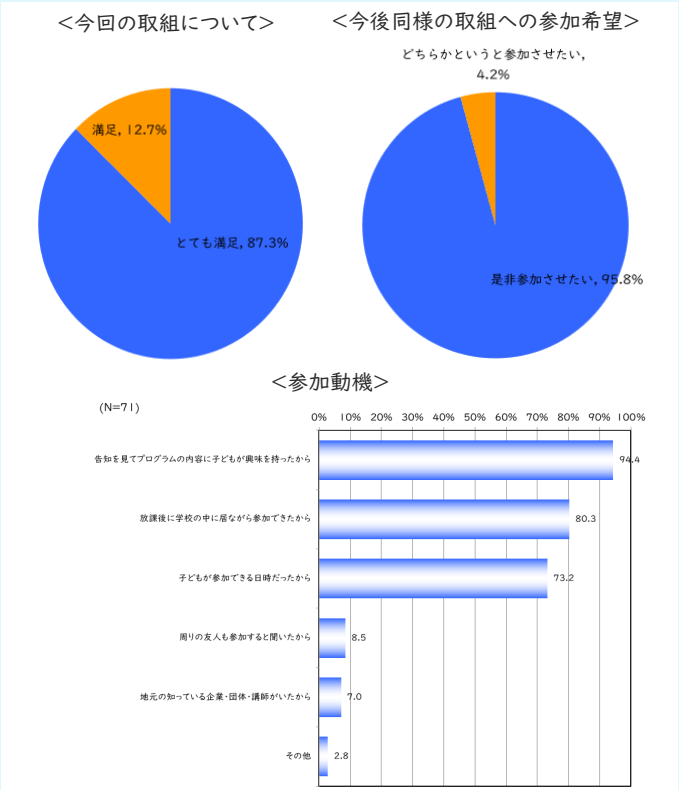
12月13日（金）
相羽建設株式会社
「かなりボンケーキを作ろう!」

実施内容 詳細 <市民ニーズ調査（保護者）>

WEBアンケート配信期間：2024年12月17日～12月26日
回答数：76サンプル（トライアル参加家庭数に対し48%の回答率）

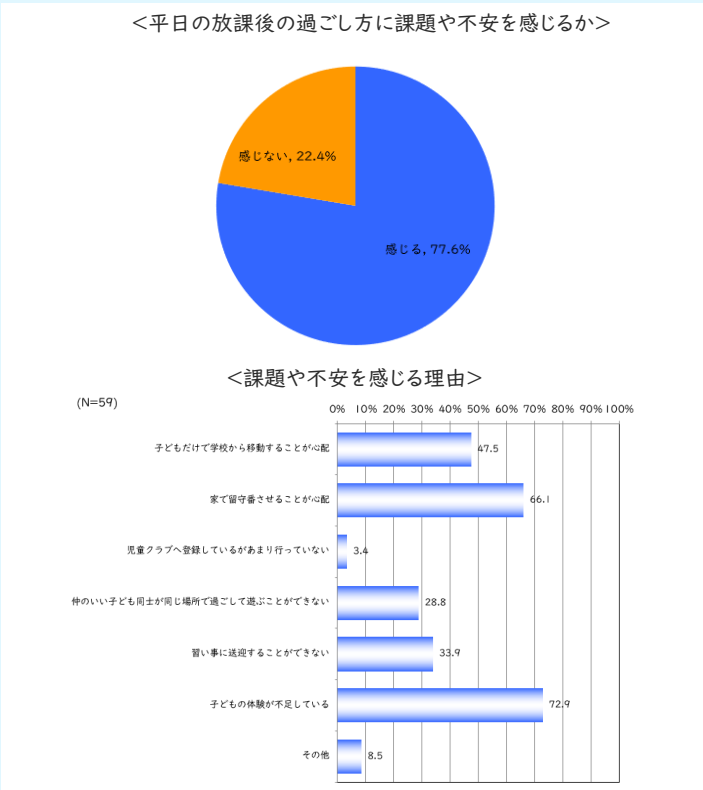
今回のトライアルに対する評価
参加動機

今回のトライアルに対する保護者の満足度は高く、参加動機として「プログラムに子どもが興味を持ったから」「放課後に学校の中に居ながら参加できたから」が多く選択された。



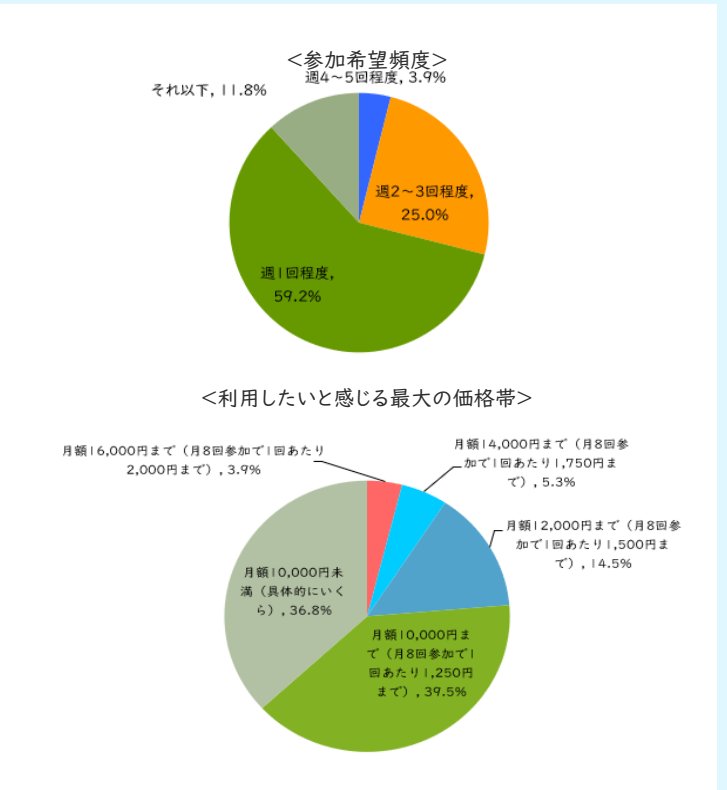
平日の放課後の過ごし方に対する
課題・不安

平日の放課後の過ごし方に課題や不安を感じる保護者は多い。理由として「子どもの体験が不足している」、「留守番やひとりでの移動が心配」の割合が高い。



有料化した場合の
参加希望

今回のような取組みが有料化された場合も、週1～3回程度の参加を希望する割合が高く、一定の受益者負担の可能性があることがわかった。



1、学校活用に関する制度の効果的な発信

- R6年度実証で整理した法令・ガイドラインとその解釈について、多くの自治体へ周知するための手法を検討。

2、学校施設利用における様々な調整労務の効率化を検討

- 学校と民間事業者間での教室使用調整、プログラム予約、出欠管理等について、より効率的に実施可能な仕組みを検討する。

3、学校施設内での民間収益事業として、自治体の財源だけに頼らない持続可能なスキームの検討

- 学校数の多い自治体ほど全校平準化が求められ、新たな民間サービスを導入するのはハードルが高い。
- 既存の放課後事業との棲み分けを行い、過剰な運営人件費がかからない最適な役割分担を検討。
- R6年度は無料でトライアルを行ったが、自治体の財源だけに頼らず一定の受益者負担を導入した際に、継続的な事業展開が可能か検証。
- 提供価値を最大化させるための適切な費用負担バランス（自治体、民間事業者、受益者）の検討。

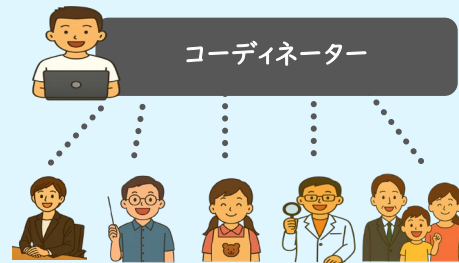
R7年度「未来の教室」実証事業へ

「学校施設を有効活用した学びと体験が充実した地域のサードプレイス」が持続的に機能していくためには・・・

事業コスト削減の方策

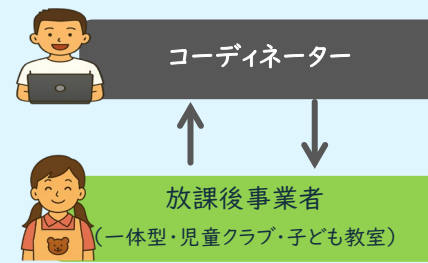
複数関係者との調整役を配置

コーディネーターの起用による、自治体職員の調整労務の軽減



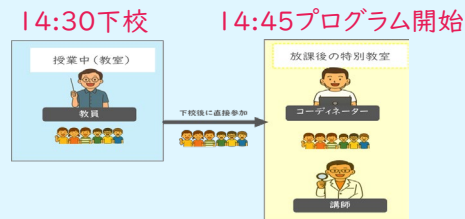
現場スタッフの役割分担

放課後事業者との役割分担による、「見守り」「引率」等の現場人員数の削減



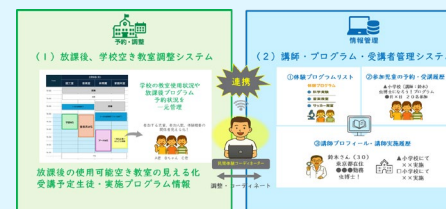
学校時間割と連動したプログラムスケジュール

授業終了後に直接参加できるスケジュールを組むことで「待機場所」「待機中の見守り」「行きの引率」の人員を削減



調整労務のシステム化

一元管理システムの導入による連絡・調整労務の削減
(※教員・放課後現場スタッフへ入力負担をかけない運用が必要)

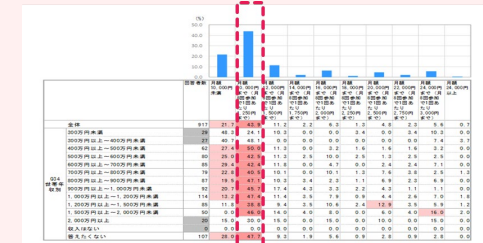


事業収入補完の方策

受益者負担制の導入

月額10,000円までの価格帯を想定した安定的な収益の確保

(※生活保護世帯等への減免策の配慮は検討の必要あり)



受益者負担以外の収入源の検討

左記のコスト削減・収入補完策を講じたうえで、なお財源が不足する場合は、スポンサーシップ等の活用など、外部資金調達の手法も併せて検討する必要がある。

～①自治体・民間事業者ヒアリング調査～

- ・学校施設を活用した体験コンテンツ提供事業に関する登場人物と主な役割を整理した。
- ・複数関係者間で発生する調整業務を円滑に遂行するためには、①～⑤とは別人格の、⑥「コーディネーター」の役割が有効である。
- ・コーディネーターが関係者間の調整を取り持つことにより、連絡経路の複雑化を防ぐことができる。

No		登場人物	主な役割	主な業務内容	主な調整相手
①		自治体 (事業所管部署)	・事業計画の策定 ・事業発注 ・事業マネジメント(自治体側)	・事業構想の策定・事業予算の確保 ・業務仕様書の作成・事業実施校の選定と合意形成 ・事業契約・モニタリング	・学校(教員) ・コーディネーター
②		学校 (教員)	・授業時間帯外での教室の提供 ・学校予定の共有	・自治体所管部署との合意形成 ・プログラム提供教室の確保(調整) ・学年別下校時刻・学校行事予定の共有	・自治体(事業所管部署) ・コーディネーター
③		放課後事業者 (一体型・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室運営者)	・放課後の子どもの安全管理 ・プログラム参加児童の把握	・プログラム内容・実施日時・教室の把握 ・放課後事業登録児童におけるプログラム参加者の把握 ・プログラム提供場所までの引率・見守り (※引率・見守りについては複数パターン考えられるため実証内容4で言及。)	・児童 ・コーディネーター
④		保護者	・プログラム予約・支払い	・プログラム内容・実施日時の把握 ・児童希望に応じたプログラム申込 ・キャンセル連絡 ・プログラム参加当日の、放課後事業利用有無の連絡 ・参加料の支払い	・コーディネーター
⑤		プログラム提供者 (講師)	・プログラムの提供	・プログラム実施可能日、実施可能場所(学校)の連絡 ・参加申込児童数、学年の把握 ・当日のプログラム実施 ・教室の現状復旧、終了報告	・コーディネーター
⑥		コーディネーター (事業全体の調整役)	・事業受託 ・関係者間の調整 ・事業マネジメント(民間側)	・自治体、学校との合意形成 ・学校予定に基づく、体験プログラム提供枠、場所の決定 ・講師の発掘・講師との体験プログラム実施日時/場所の調整 ・プログラムの告知・予約申込受付 ・講師への参加者数、学園年の連絡 ・放課後事業者への放課後児童登録児童における参加者の連絡 ・学校への終了報告・参加料の徴収、講師への支払い	・自治体 ・学校 ・放課後事業者 ・保護者 ・プログラム提供者

～②調整労務効率化システムの機能および導入課題の整理～

登場人物ごとの主な閲覧画面イメージ



自治体
(事業所管部署)



学校
(教員)



放課後事業者
(一体型・児童クラブ・子ども教室)



放課後事業者
(一体型・児童クラブ・子ども教室)

閲覧

閲覧

閲覧

閲覧

放課後 学校空き教室調整画面

カレンダーの表示は、タブで切り替えられる想定です。

①教室ごとの予定表示
教室毎に時間帯別の予約状況を表示

教室予約カレンダー

学年ごとのスケジュール 場所ごとのスケジュール

時間	多目的室	体育館	園工室	家庭科室	音楽室	理科室
13:00	学校が使用する時間帯は 予約がブロックされた状態					
13:15						
13:30						
13:45						
14:00						
14:15						
14:30						
14:45	ダンス 時間: 14:45 - 15:45 場所: 体育館 対象学年: 1～2年生					
15:00						
15:15						
15:30	プログラム教室 時間: 15:30 - 16:30 場所: 多目的室 対象学年: 3～4年生					
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						
16:45						
17:00						

②学年ごとの予定表示
下校時刻とプログラム開始時刻までの関係性を表示

教室予約カレンダー

学年ごとのスケジュール 場所ごとのスケジュール

時間	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
13:00	各学年の下校までの時間帯は ブロックされた状態					
13:15						
13:30						
13:45						
14:00						
14:15						
14:30						
14:45	ダンス 時間: 14:45 - 15:45 場所: 体育館 対象学年: 1～2年生					
15:00						
15:15						
15:30	プログラム教室 時間: 15:30 - 16:30 場所: 多目的室 対象学年: 3～4年生					
15:45						
16:00						
16:15						
16:30						
16:45						
17:00						

Click!

教室予約情報の詳細確認画面

プログラム内容・講師情報・
放課後事業登録児童のうち参加者を表示

ダンス

日付: 10/1 時間: 14:45 - 15:45

場所: 体育館 講師名: 山田 健太

対象学年: 1～2年生 定員: 10名

現在の参加者数: 6名

参加者名簿

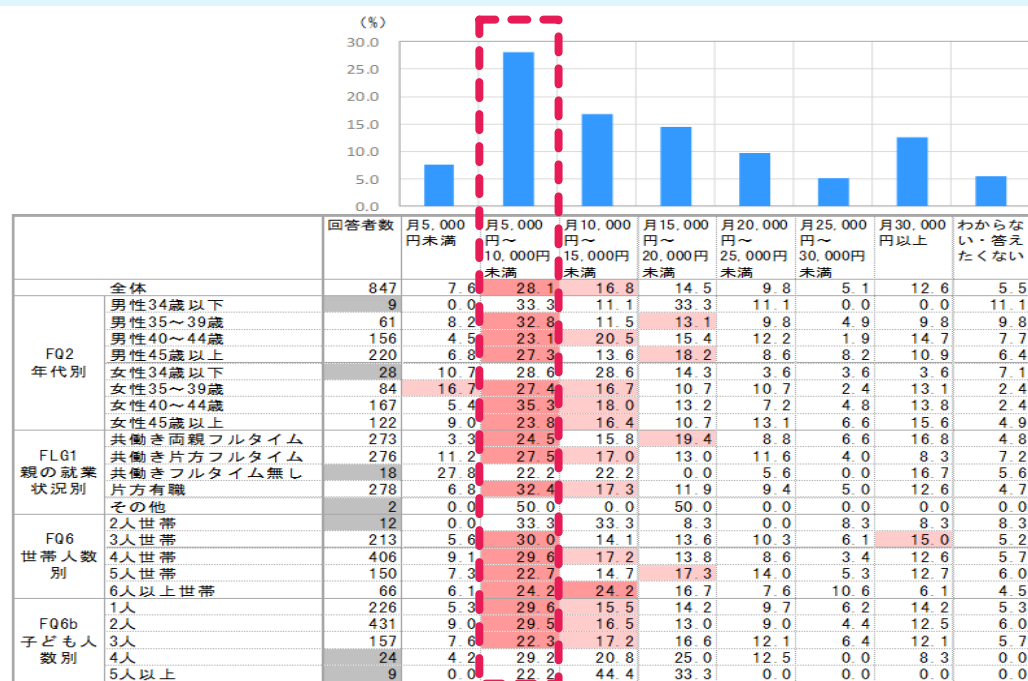
No.	名前	学年	終了後児童クラブに参加
1	山田 健太	1年生	はい
2			
3	小林 雄大	1年生	はい
4			
5	佐々木 陸	1年生	はい
6			

- ・既に登録されたスケジュールをクリックする事でプログラムの詳細が閲覧可能です。
- ・日付、時間、場所、対象学年と参加者名簿等の確認が可能です。

～ ③需要・受益者負担の可能性調査～

関東圏在住の20～50歳の男女、公立小学校に通う子を持つ親世代にWEBアンケートを実施。
1,172件のアンケートを回収。

現状、放課後の習い事や学童等の活動にかかる費用

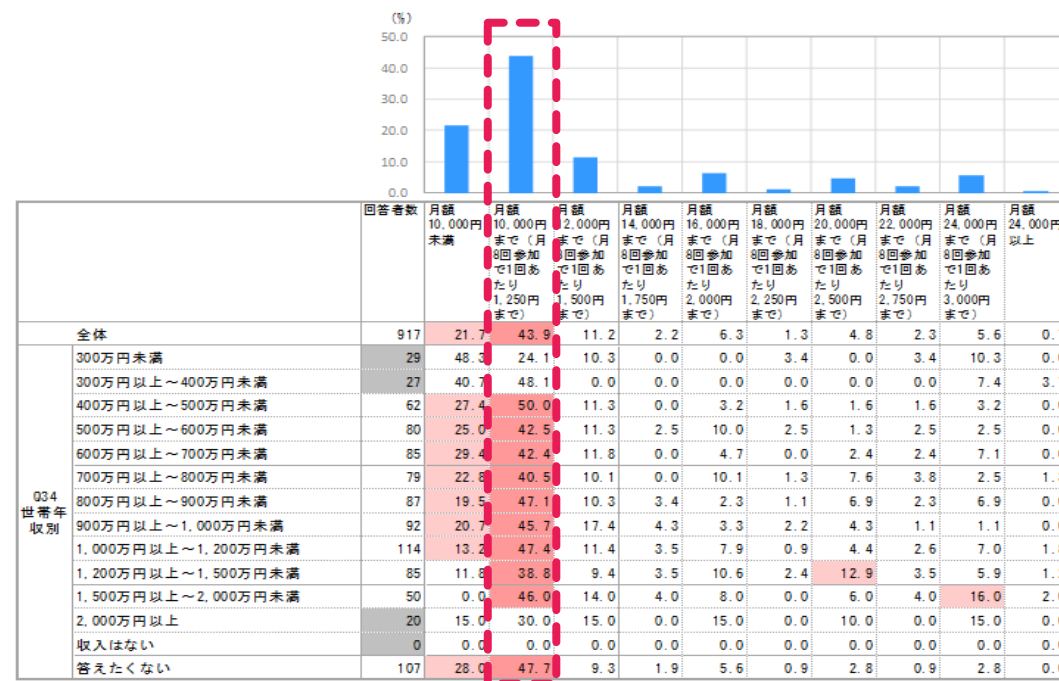


1人当たりの子どもの放課後活動に 月額5,000円～10,000円をかけている

「月5,000円～10,000円未満」が28.1%で最も高く、次いで「月10,000円～15,000円未満」が16.8%、「月15,000円～20,000円未満」が14.5%で続いている。

保護者は、子どもの放課後の活動（習い事や学童等）につき、1人あたり、5,000円～15,000円まで費用をかけている割合が全体の約45%であった。

放課後、学校空き教室を活用した体験事業にかけられる予算感



体験事業にかけられる金額感は 月額10,000円までと44%が回答

年齢別、親の就業別で比較した場合、「月額10,000円まで（月8回参加で1回あたり1,250円まで）」が43.9%で最も高くなっている。次いで「月額10,000円未満」が21.7%で続き、半数以上が『月額10,000円まで』という回答となっている。

現在、子どもの放課後活動に5,000円～10,000円程度をかけている家庭が多いため、同様な回答となったと推測。

引用元

令和6年度「学びと社会の在り方改革推進事業（「未来の教室」実証事業）」 成果報告書

株式会社乃村工藝社

事例名：学校施設を有効活用した学びと体験が充実した地域の
サードプレイスづくり ～持続可能な運営のための調査研究事業～

掲載ページ：p.669～748

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000281.pdf

令和7年度「学びと社会の在り方改革推進事業（「未来の教室」実証事業）」 成果報告書（別冊）

株式会社乃村工藝社

事例名：学校施設を有効活用した学びと体験が充実した地域の
サードプレイスづくり ～持続可能な運営のための調査研究事業 ver2～

掲載ページ：別冊 p.215～284

https://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/mirai_no_kyoshitsu/project/Bessatsu.pdf